

交流センター白雲台  
指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

# 交流センター白雲台指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この交流センター白雲台指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、交流センター白雲台（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市農山漁村交流施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）並びに佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等を活用しつつ、豊かな地域資源を生かし、地域の農林水産物の販売や地場産品を使用した料理の提供、観光情報発信等、都市と農村の交流促進をするとともに、本市の活性化に貢献することにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は、0円とする。

(事業収入の納付)

第6条 指定管理者は、実際の事業収支額が佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき提出した管理に係る収支計画書の事業収支見込額を上回った場合は、上回った金額（適切と認める管理運営経費が増額した場合は当該増加額を除いた額）の5割を市に納付してください。ただし、納入金額は、当該施設の減価償却費相当額を上限とします。また、上回った金額が10万円未満の場合は、納入を免除します。

(法令等の遵守)

第7条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 佐渡市農山漁村交流施設の設置及び管理に関する条例
- (2) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (4) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (5) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第8条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第9条 条例第3条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第10条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第11条 佐渡市は、第8条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表4に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第12条 指定管理者は、管理物品のうち別表5に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の修繕等)

第13条 管理施設の改造、増築、移設については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては指定管理者が20万円を負担し、佐渡市が残額を負担し、実施する。また1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表2の財団法人全国自治協会建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第14条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

- (1) 平成22年3月31日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、別表6に定める契約

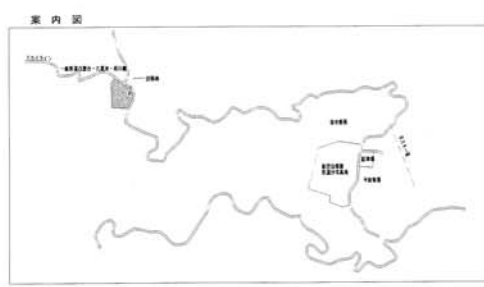
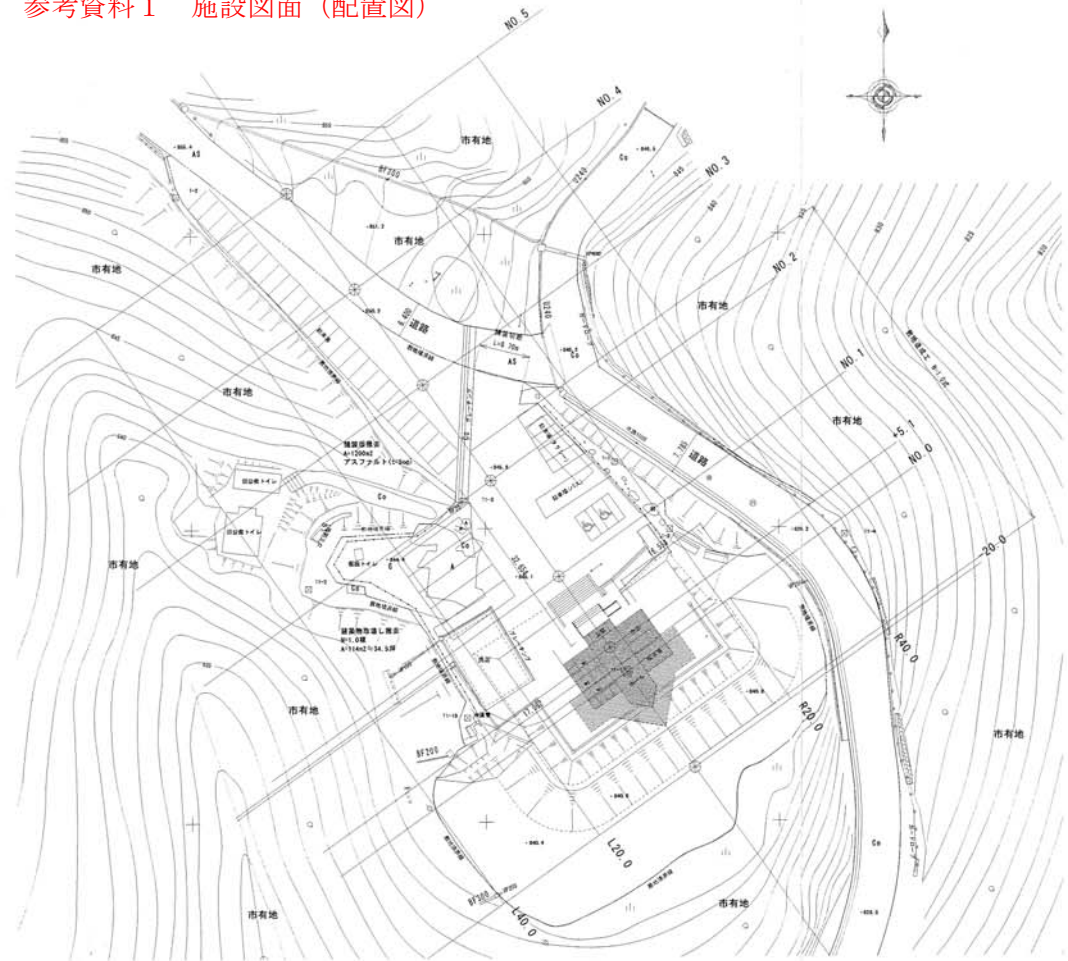
(その他)

第 15 条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条関係）

施設の名 称		交流センター白雲台
施設の所在地		佐渡市中興乙 3534-158 番地
施設概要	建築構造	木造在来工法 平屋建て
	敷地面積	4, 951. 84 m <sup>2</sup> (建物、駐車場ほか)
	建築延面積	交流センター白雲台 185. 91 m <sup>2</sup>
	開館日	毎年 4 月 20 日～11 月 10 日 午前 9 時～午後 5 時 開設期間は、休館日なし 防衛庁管理道路又は県道白雲台乙羽池相川線の通行が可能な期間
	施設構成	ホール 79.32 m <sup>2</sup> 売店 19.83 m <sup>2</sup> 厨房 9.64 m <sup>2</sup> 喫茶室 19.83 m <sup>2</sup> 男子トイレ 19.83 m <sup>2</sup> 小 3 基・大 2 基 女子トイレ 19.83 m <sup>2</sup> 大 4 基 多目的トイレ 5.78 m <sup>2</sup> 1 基  参考資料 1 「施設図面」参照 図面と違う場合は、現況を優先
	設 備	排水再利用処理設備 1. 0 式 その他詳細な設備の状況については閲覧対応とします。
	利用者実績	新設のため該当なし
	契約状況	該当なし
	収支実績	実績なし
	改築・修繕履歴	新設のため該当なし
付帯施設等	防護柵 109m. 駐車場 1,040 m <sup>2</sup>	
その他	該当なし	

参考資料1 施設図面 (配置図)

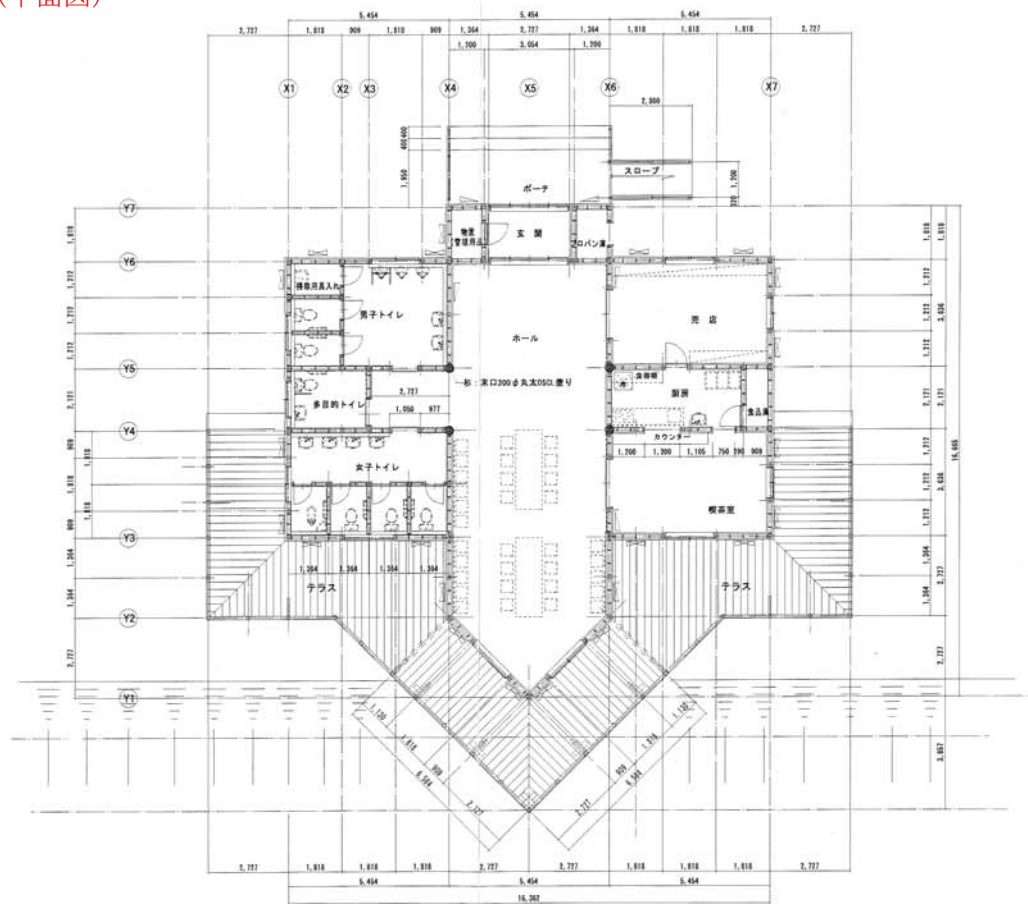


計画概要	
工事名称	白雲台建設工事
建築士	佐賀県佐賀市千代222番地 佐賀中央 設計 有限会社
建設概要	所在地番 昭和三十九年市令第252号(1)第5号 住居表示 なし 敷地面積 4,911.84 ㎡ 敷地形状 不規則形 用途地域 住居付 防火地域 指定なし 指定防火線 20% 指定避難路 あり 高さ制限 なし 風速地域 あり 内規の制限 5.00 m 基礎地区 指定なし(特別地区) その他指定 あり(指定なし)
建築物概要	種 別 準家屋 構造の長さ 7.63 m 軒の長さ 4.169 m 床面積 185.913 ㎡ 延床積 185.913 ㎡ 基礎積 2.75 ㎡ 総積面積 194.00 ㎡ (床面積含む)

配置図 S=1:500

年月日	内容	責任者	事務所	図名	年月日	図面番号
		佐賀市	余湖建築設計事務所 電話 0950-24-9199 新島町 建設事務所(〒) 第222号 一級建築士 第11547号 申請 押丸	白雲台建設(建築)工事 配置図	2009.4.	005
					2011.6.06	修正

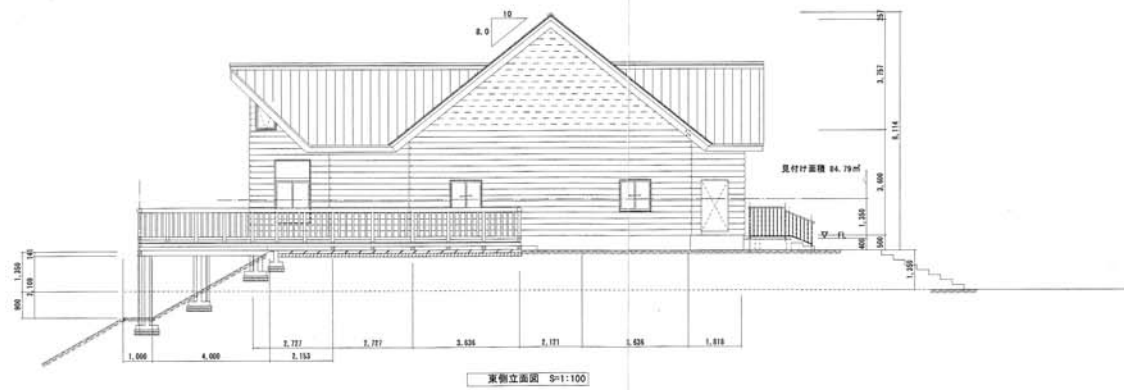
参考資料1 施設図面 (平面図)



- 平面図 S=1:100
- タス半割け筋遣い 105×45 金物止め
  - 片筋遣い 105×45 金物止め
  - 砂柱 135×135

年月日	内容	発注者 佐渡市	チーフ 余瀨建築設計事務所 新潟県佐渡市 登録番号 (P) 第221号 一級建築士 第1141号 佐渡 清夫	図面番号 図面名称 図面内容 図面作成 図面確認 図面承認	工事名称 白雲台建設(建築)工事 平面図	年月日 2009.4.1 007	図面番号 007
変更						縮尺 S=1:100	業種 建築

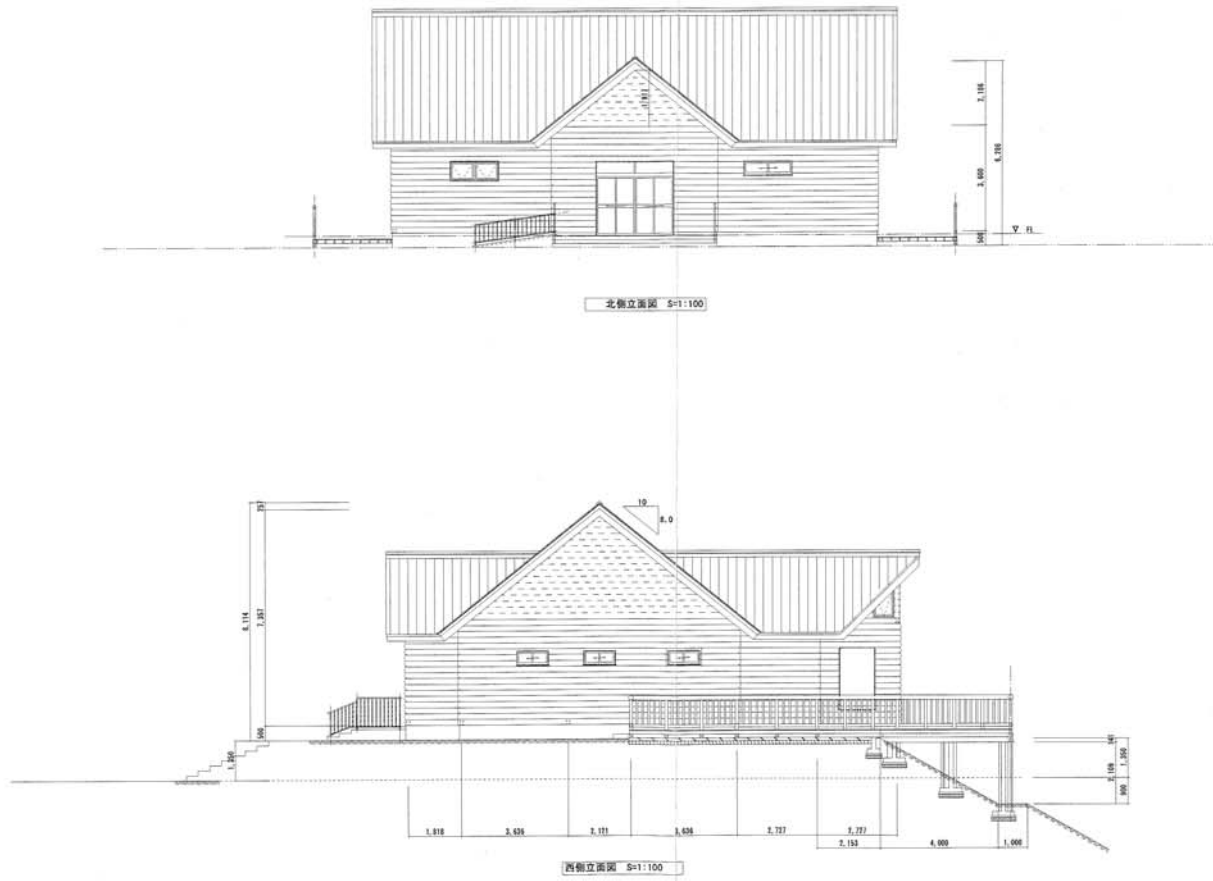
参考資料1 施設図面（立面図1）



月日	内容	発注者	佐渡市	カーブ	余湖建築設計事務所	電話	0750-24-8888	図面名	立立面図(1)	年月日	2008.4.	図面番号	008
変更					新潟県知事 登録番号(特) 第2012号 一般建築士 第71541号 余湖 博光			工程名称	白雲台建設(建築)工事	縮尺	1:100	変更	欄



参考資料1 施設図面（立面図2）



変更	月日	内容	発注者 佐渡市	テーフ 余瀨建築設計事務所 電話番号 0250-74-9342 福島県会津 会津若松市(〒) 第622号 一級建築士 第71547号 仲澤 謙夫	原図者	資料提供者	図面名称	工事名称	年月日	図面番号
					原図者	資料提供者	図面名称	工事名称	年月日	図面番号
							白雲台建設(建築)工事	2009-11-009		
							立面図(2)		縮尺 1/100	意電 備

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(施設運営業務)</p> <p>1 目的外使用の許可</p> <p>(1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成16年条例第61号。）の規定に基づく業務を行うこと。</p> <p>2 目的外使用の取扱い</p> <p>(1) 以下のいずれの条件も満たしているものについては、行政財産目的外使用とせず、指定管理者の自主事業の取扱いとする。</p> <p>ア 施設の設置目的に沿って市民サービスの向上を図る目的で指定管理者自らが設置運営している。</p> <p>イ 売上が生じる場合は指定管理者が収受し、施設の収支計算書の収入支出に含めている。</p> <p>(2) 既存の自動販売機等の許可等については、市が行うものとし、使用料、加算金についても市の歳入とする。</p>	<p>(施設運営業務)</p> <p>1 利用の制限</p> <p>(1) 公の施設として常に平等な対応を確保すること。</p> <p>(2) 施設利用の予約及び利用状況を記録すること。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。</p> <p>ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>ウ 利用者が条例若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>エ 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 営業期間及び利用時間の遵守</p> <p>(1) 条例第4条及び第5条の規定によること。</p> <p>3 ソフト事業等</p> <p>(1) ソフト事業</p> <p>ア 地域農林水産物を利用した体験事業</p> <p>イ 地域農林水産物のPR事業</p> <p>ウ 観光情報提供事業</p> <p>(2) ソフト事業に係る事前協議、料金の決定及び徴収</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>(3) 自主事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地域との交流事業</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 自動販売機等の設置運営</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他、指定管理者が提案する事業</p> <p>8 広報及び営業等</p> <p>(1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。</p> <p>(2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。</p> <p>(3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。</p> <p>(4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。</p> <p>(5) 食品衛生法（昭和23年法律第233号）の規定に基づき、利用者へ食事及び飲料等の提供を行うこと。</p> <p>(6) 自動販売機の設置は、自主事業とし、施設の収支計算書の収入支出に含めること。</p> <p>(7) 条例第3条3項のほか、施設利用者のニーズに合った物品販売及び賃貸を行うことができるものとする。上記に係る収入は、収支計算書の収入支出に含めること。</p> <p>4 利用に係る指導、助言</p> <p>(1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>なう諸手続に必要な助言を行なうこと。</p> <p>(2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。</p> <p>(3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。</p> <p>5 利用者の安全確保</p> <p>(1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。</p> <p>(2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。</p> <p>(3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。</p> <p>(4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。</p> <p>(5) 調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。</p> <p>6 職員の安全確保</p> <p>(1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。</p> <p>(維持管理業務)</p> <p>1 日常清掃及び消耗品等の補充</p> <p>(1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>観を保つこと。</p> <p>(2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。</p> <p>(3) 営業期間終了時には、積雪や強風、氷結、落雷、火災等の対策を十分に講じること。</p> <p>(4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。</p> <p>2 設備・備品等の保守管理</p> <p>(1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。</p> <p>(2) 適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。</p> <p>ア 消防設備総合点検</p> <p>イ 自家用電気工作物保安点検（50KW以下自主点検）</p> <p>ウ 合併浄化槽維持管理 など</p> <p>(3) 定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。</p> <p>(4) 修繕記録を整理し、市に報告すること。</p> <p>3 保安警備業務</p> <p>(1) 利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。</p> <p>(2) 夜間及び休館についても保安警備を行うこと。</p> <p>4 関連施設の管理</p> <p>(1) トレッキング用携帯トイレ回収箱について、良好な利用環境を維持すること。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 必要に応じて現場確認を行うこと。</p> <p>(2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>(1) 運営協議会等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。</p>	<p>(2) 配水地周辺の維持管理をおこなうこと。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。</p> <p>2 文書管理</p> <p>(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。</p> <p>(2) 業務に係る文書を適正に管理すること。</p> <p>(3) 指定期間の満了等に伴ない管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。</p> <p>3 事業計画・報告</p> <p>(1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 市が実施する運営協議会等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 職員の管理</p> <p>(1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。</p> <p>(2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>(3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。</p> <p>6 会計等</p> <p>(1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。</p> <p>(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。</p> <p>7 経費の節減</p> <p>(1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。</p> <p>8 契約の変更</p> <p>(1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。</p> <p>(その他業務)</p> <p>1 損害賠償の対応</p> <p>(1) 市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。</p> <p>2 各種届出</p> <p>(1) 業務に必要な、消防署、保健所等への届など、各種手続きを行う</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	こと。



別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
(その他業務) 損害賠償の対応 次の保険に加入し、保険料を負担すること。 (1) 財団法人全国自治協会建物災害共済			
保険内容	金額区分	負担者・負担割合	
火災・落雷・破裂等・物体落下等・車両衝突・破壊行為・雪害・土砂災害（免責1万円未満、てん補60%）	1万円未満	指定管理者100%	
	1万円以上 20万円未満	指定管理者40% 保険60%	
	20万円以上	市40% 保険60%	
風水害（免責1万円未満、てん補30%）	1万円未満	指定管理者100%	
	1万円以上 20万円未満	指定管理者70% 保険30%	
	20万円以上	市70% 保険30%	
地震・噴火やこれらに起因する火災、損壊等（免責3万円未満、てん補9%）	3万円未満	指定管理者100%	
	3万円以上 20万円未満	指定管理者91% 保険9%	
	20万円以上	市91% 保険9%	

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身心	財物		
賠償責任保険 （施設の瑕疵 に起因する事 故の補償）	5千万円／人 5億円／事故	1千万円／事故		
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業 務に起因する 事故の補償）	200万円	6～200万円	1～15万円	1～6万円

別表3 リスク分担（第10条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円までの費用）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円を超える費用）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。





別表6 契約内容（第14条関係）

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	警備保障業務委託					
2	合併浄化槽維持管理委託					
3	消防設備総合点検委託					